

平成20年8月11日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理 事 長 清 水 嶽 様

株式会社ジャルツアー 不^レ
代表取締役社長 須藤 元



「再度の申入書」に関する件（回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先日、貴台から送付されました「再度の申入書」（平成20年7月17日付。同月22日弊社到達。）につきまして下記のとおり回答させていただきます。

敬具

記

1 クーポンのお客様への返還について

既にご案内申し上げましたとおり、弊社ホームページにおける本件利用条件はJALが定めたものであり、弊社は、クーポン引き受け窓口として「JALの利用条件」をJMB会員に告知するとともにその利用条件に従ってクーポンを取り扱っているにすぎないものです。

JMB会員は、JMBの一般規約を承認したうえで、クーポンに関する利用条件は「JALの利用条件」に従っていただくことになりますが、これはあくまでJMB会員とJALの2者間の契約であり、弊社はこれに関与する立場にはありません。そして「JALの利用条件」によれば、「すでに利用クーポンでお支払いいただいた金額は、取消料の有無にかかわらず払い戻しできません。」と定められています。また、クーポンの発行主体でもない弊社がクーポンを再発行することは不可能です。

以上のことから、弊社旅行業約款第16条第1項所定の取消料を超過する額面のクーポンを旅行契約の解除権を行使されたお客様に返還することができませんので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上